郵送請求にかかる手数料の収納事務委託の公表について

住民票・戸籍などの郵送請求にかかる手数料の収納事務を委託しましたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第２項[注]の規定に基づき、以下のとおり公表します。

なお、これに伴い、令和4年11月１日以降、住民票や戸籍などの郵送請求で発行される領収証の発行者は「株式会社パソナ」と表記されます。

１　委託先

株式会社パソナ

東京都千代田区大手町2丁目6番2号

２　収納事務を行う期間

令和4年11月１日から令和6年10月31日まで

[注]地方自治法施行令（抜粋）

（歳入の徴収又は収納の委託）

第158条　次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。

一　使用料

二　手数料

三　賃貸料

四　物品売払代金

五　寄付金

六　貸付金の元利償還金

七　第一号及び第二号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第三号から前号までに掲げる歳入に係る遅延損害金

2　前項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。

3　（以下、略）